

## 後期高齢者医療保険資格確認書等の更新

問合せ 保険健康課 保険年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

現在使用されている後期高齢者医療保険の資格確認書の有効期限は7月31日(金)です。今年より85歳以上であるかどうか、マイナ保険証(健康保険証として利用する登録が済んでいるマイナンバーカード)をお持ちかどうかで送付される書類が異なります。

### 【令和8年8月1日時点で85歳以上の方】

マイナ保険証の保有状況に関わらず、新しい「資格確認書(ピンク)」を7月中旬以降に特定記録郵便で送付します。手元に届きましたら記載内容に誤りがないかを確認し、8月1日からお使いください。古い資格確認書は8月1日以降に裁断等により各自で処分してください。

### 【令和8年8月1日時点で75～84歳でマイナ保険証を利用していない方】

新しい「資格確認書(ピンク)」を7月中旬以降に特定記録郵便で送付します。手元に届きましたら記載内容に誤りがないかを確認し、8月1日からお使いください。古い資格確認書は8月1日以降に裁断等により各自で処分してください。

### 【令和8年8月1日時点で75～84歳でマイナ保険証を利用している方】

新しい「資格情報のお知らせ※」を7月中旬以降に普通郵便で送付します。医療機関窓口では原則、マイナ保険証をご利用ください。

※資格情報のお知らせとは、マイナ保険証の利用者が自身の保険情報を確認するための書類です。オンライン資格確認システムを導入していない医療機関等を受診する際に、マイナ保険証とともに提示することで資格確認が行えます。資格確認書のお知らせのみで医療機関を受診することはできません。

### 【資格情報のお知らせが送付された方で資格確認書の交付を希望する方】

申請をすることで資格確認書の交付を行います。

必要書類：本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)

※代理人が申請する場合には委任状および代理人の方の本人確認書類が必要です。

一斉更新送付物早見表		85歳以上の方(令和8年8月1日時点)	75～84歳の方(令和8年8月1日時点)
マイナ保険証	あり	資格確認書 (有効期限R9.7.31)	資格情報のお知らせ (有効期限R9.7.31)
	なし		資格確認書 (有効期限R9.7.31)

## 令和8年度健康長寿歯科健診

問合せ 健康長寿歯科健診コールセンター ☎0120-982-865

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、今年度中に76歳または81歳を迎えられる被保険者を対象として健康長寿歯科健診を実施します。お口の健康は全身の健康につながります。疾病の予防や健康増進のためぜひ受診してください。

**対象者** 次のいずれかに該当する後期高齢者医療の被保険者の方

- ①昭和25年4月2日～昭和26年4月1日に生まれた方
- ②昭和20年4月2日～昭和21年4月1日に生まれた方

**実施期間** 7月1日(水)～令和9年1月31日(日)

**その他** 申込手続等の詳細は、6月下旬に送付した受診案内をご覧ください。

## 国民健康保険資格確認書等の更新

問合せ 保険健康課 保険年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

現在お手元にある国民健康保険の資格確認書の有効期限は令和8年7月31日(金)です。マイナ保険証(健康保険証として利用する登録が済んでいるマイナンバーカード)をお持ちかどうかで送付される書類が異なります。なお、同じ世帯内で送付書類が2種類ある場合はそれぞれ別々の封筒で送付されます。

### 【マイナ保険証を持っていない方】

新しい「資格確認書(オレンジ色)」を、7月中旬以降に世帯主あての特定記録郵便で送付します。手元に届いたら記載内容に誤りがないかを確認し、8月1日からお使いください。古い資格確認書等は、8月1日以降に裁断等により各自で処分してください。

### 【マイナ保険証を持っている方】

70歳以上の方には、新しい「資格情報のお知らせ※」を7月中旬以降に郵送で交付します。

70歳未満の方の「資格情報のお知らせ」は有効期限がないため、新しい「資格情報のお知らせ」の送付はありません。

※資格情報のお知らせとは、マイナ保険証の利用者が自身の保険情報を確認するための書類です。オンライン資格確認システムを導入していない医療機関等を受診する際に、マイナ保険証とともに提示することで資格確認が行えます。資格確認書のお知らせのみで医療機関を受診することはできません。

### 【社会保険等の被用者保険に加入しているのに国民健康保険の資格確認書が届いた場合】

現在、会社等の保険に加入しているのに資格確認書等が届いたという方は、国民健康保険の離脱(資格喪失)手続きが必要です(マイナ保険証を持っている方でも国民健康保険を離脱する際は手続きが必須です)。お早めに保険健康課(役場1階3番窓口)または地域振興課(神泉総合支所)で手続きをしてください。

一斉更新送付物早見表		70歳未満の方 (令和8年8月1日時点)	70～74歳の方 (令和8年8月1日時点)
マイナ保険証	あり	送付物なし	資格情報のお知らせ (有効期限R9.7.31)
	なし	資格確認書 (有効期限R9.7.31)	資格確認書 (有効期限R9.7.31)

## 7月は「社会を明るくする運動」強調・再犯防止啓発月間です

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行から立ち直るためには、更生に向けて努力する人の未来を信じて、その「変わっていく時間」にも寄り添う人たちの存在が必要です。一人ひとりが考え、理解し、行動することで、立ち直り支援の輪が広がっていきます。

神川町地区更生保護女性会では、青少年の非行防止と更生保護活動推進のため、強調月間中に愛の募金活動を行います。みなさんのご協力をお願いします。